

定期積金 預金商品概要説明書

1. 商品名	・定期積金
2. 販売対象	・個人及び法人
3. 期間	・1年・2年・3年・4年・5年
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・契約期間内で掛金を分割受入 ・1回当たり10,000円以上 ・1,000円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して支払います。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	・当初契約時の店頭表示の利回りを満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を100円として契約期間における掛金残高積数に利回りを乗じて計算。
7. 税金	・個人・・・20%の源泉分離課税（国税15%・地方税5%） ※マル優は利用できません。 ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの25年間、復興特別所得税が追加課税されることにより、20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)となります。 ・法人・・・総合課税
8. 手数料	－
9. 付加できる特約事項	・普通預金等からの自動振替による受入ができます。 ・払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べるか、また約定年利回り（1年を365日とする日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。
10. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、解約日における普通預金利息により計算した利息とともに払戻します。
11. 金利情報の入手方法	・店頭備え付けのテレビによる金利のお知らせをご覧ください。または窓口にお問い合わせください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店またはよろず相談室にお申出ください。 【窓口：福島県商工信用組合よろず相談室】024-922-7711 受付日 月曜日～金曜日（祝日及び組合の休業日は除く） 受付時間 午前9時から午後5時 なお、苦情等対応手続については、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.fukushimakenshin.co.jp ・紛争解決措置 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、

第一東京弁護士会仲裁センター（電話：０３－３５９５－８５８８）、
第二東京弁護士会仲裁センター（電話：０３－３５８１－２２４９）
で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、
上記当組合よろず相談室またはしんくみ相談所にお申出下さい（※１）。また、
お客さまから前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申出いただくことも可
能です。

なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけ
ます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の
希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあ
ります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁
護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に
当たります。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません
のでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

【窓口：一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く）

受付時間：午前９時～午後５時

電話：０３－３５６７－２４５６

住所：〒１０４－００３１ 東京都中央区京橋１－９－５